

議事日程(第2号)

令和3年3月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 2 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 6 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 7 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 2 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 6 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 7 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

出席停止議員（1名）

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
会 計 管 理 者	合 屋 浩 二	子 ども 教 育 課 理 事	御 手 洗 文 生
地 域 振 興 課 長	甲 能 裕 和	上 下 水 道 課 長	稲 永 勝 章
健 康 増 進 課 長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舛 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
子 ども 教 育 課 参 事	吉 本 孝 治	総 務 課 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第1号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求議員退場〕

○議長（松山 力弥） 本件について、懲罰特別委員会の審査結果報告を求めます。懲罰特別委員会委員長猪谷繁幸君。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。懲罰特別委員会の審査を報告いたします。まずは経過を申し上げます。

令和3年3月3日、第1回定例会当初本会議において児玉求議員に対する懲罰が可決され、公開の議場における陳謝の懲罰が科せられました。しかしながら、同議員は、議会の決定、議長の命令に従わず、陳謝文の朗読を拒否したため、須恵町議会会議規則第98条並びに第104条に基づき、改めて懲罰特別委員会の設置、審査となりました。当委員会は、同日2回にわたり会議をもち、慎重審査の上、即日結審いたしました。

採決の結果を申し上げます。

当委員会は、児玉求議員に対し懲罰を科すことを全員賛成で可決しました。

懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号に規定される一定期間の出場停止を科すこととし、その期間を7日間とすることに決しました。

児玉求議員は、少なくとも議員である以上は、議会の議決の重さを理解しなくてはならないものです。しかしながら、同議員は少しの反省の弁もなく、既に議決が出た後に異議を申し述べようと議長に抵抗するなど、議会軽視にもほどがあります。児玉求議員には、須恵町議会を軽視することは、すなわち議員を選出した須恵町民を軽視することにほかならないと気づいていただきたい。

同委員会は、このような意見を採用し、須恵町議会会議規則第105条に規定する出席停止の期間を最も重い7日間とした次第です。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより発議第1号児玉求議員に対する懲罰動議について採決を行います。本件に対する委員

長の報告は、児玉求議員に対して、本定例会の出席を本日から7日間停止することです。委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、児玉求君に本定例会の出席を本日から7日間出席停止することに決定しました。

児玉求君の入場を求めます。

[児玉求君入場]

○議長（松山 力弥） 児玉求君に起立を求めます。

ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君に本定例会の出席を本日から3月14日までの7日間出席停止とします。

児玉求君の退場を求めます。

○議員（7番 児玉 求） 弁明を申し上げたいと思います。

○議長（松山 力弥） もう決しましたので、弁明はできません。

[児玉求議員退場]

日程第2. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事案として対処することを目的として当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案書3ページ、新旧対照表で説明します。

第3条に、第4号「前3号の施設の周辺における環境整備に関すること」を追加します。併せて、別表、負担割合の項目に「環境整備」を追加し、区分、環境整備に要する経費、施設所在関係町、これは篠栗町です、30%。施設費所在関係町、これは須恵町と粕屋町です、これを70%追加しております。

附則で、この規約は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、平成29年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体の町やその他の職員に対する損害賠償責任について、職務上善意で、かつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任額から条例で定める額を公助した残りの額を免除するという条例を制定することができるかとされました。

今回の条例では、善意で、かつ重大な過失がないときに、町長等が実際に負担することとなる賠償額、つまり最低責任負担額を規定するということとなります。分かりやすく言うと、負担額の上限を設定するということでございます。

現行の法制度上、住民訴訟の対象となる地方公共団体の長、その他の職員の損害賠償責任については、その職員に軽過失しかない場合にも相当因果関係のある損害の全額について追求されることとなります。よって、本条例を制定していない場合は、全額賠償責任を求められることになります。

近年では、この住民訴訟制度に基づく訴訟により、1億円を超える高額な賠償責任を命ずる判決が言い渡されていますが、幾つかの課題も指摘されている現状です。つまり現実的に見て、あまりに酷であるから上限を設定するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の趣旨を規定しています。

第2条では、損害賠償の一部免責を規定しています。

内容につきましては、損害賠償責任を負う額から各号で示しています。職員区分ごとの損害賠償責任を免除することができない額、つまり上限です。町長については、基準給与年額に6を乗じて得た額、副町長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員は、基準給与年額。委員については年報酬の4倍、農業委員、固定資産評価審査委員は、年報酬の2倍、町職員年間の給与額となります。基準給与年額の範囲からは扶養手当、住居手当、通勤手当、退職手当は除外されません。

施行期日等につきましては、公布の日から施行するとしております。

なお、今回の条例制定について、地方自治法第243条の2、第2項の規定により、条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されており、去る2月24日、議会より監査委員宛て条例制定に関し意見を求め、3月3日付で監査委員より、町長等が必要以上の心理的負担を受けずに公正に職務を執行することが可能となり、条例内容においても客観性、また合理性を欠くものではないため、本条例の制定は適切であると思料するとの意見を頂いております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） おはようございます。議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月

3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定している条文中、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更され、指定期限以降も期限の定めなく現在実施している必要な対策を講じられるようにするため、条例中の用語の整備を行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。その中で括弧の分は手元にありますので括弧は言いませんので、よろしくをお願いします。

附則第2項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2、指定する新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。以下同じに改めます。

2ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

質疑として、条文中の中国由来のインフルエンザと記載されているが、今変異型が確認され中国由来でないものも出てきている。この条例では中国由来のものに限定しているのかとの質疑に、新たに規定された新型インフルエンザ等感染症の中に、昨年从中国から来た新型コロナウイルス感染症と再興型コロナウイルス感染症が追加された。変異型もこの中に含まれているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第9号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号町道路線の認定及び廃止について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び廃止の必要が生じたので提案するものでございます。

今回の路線の認定は10路線、廃止は1路線です。

2ページから3ページにかけては、開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた仏生9号線をはじめ10路線を一般公共道路として新規認定するものでございます。

また、4ページは、県道交差点改良工事により、既存町道に統合された桜原2号線を一般公共道路として供用する必要がなくなったため廃止するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号町道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,275万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億2,138万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

また、第4条で繰越明許費の追加は、「第4表繰越明許費補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、新型コロナウイルス感染症対策の事業継続支援事業1,200万円の減額分を小規模事業者応援給付金として15から30%収入減の指定の給付に流用できないかとの質疑に、事業継続支援事業正社員雇用促進給付金と小規模事業者応援給付金は別の事業であるため、適用することはできないとの回答でした。

小規模事業者応援給付金を1,000件で見込んでいたが500件の申請となっている。その分を補正で15から30%の収入減の人への給付に入れ込めないのかとの質疑に、申請に基づいての実績が決算見込みであり、財源は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金であり、多くの事業を行っている。現在4億3,081万3,000円の支出見込みで、補助金を上回り一般財源で4,600万円ほど支出している。予算オーバーのため決算見込みのままでいくとの回答でした。

国からの第3次地方創生臨時交付金は今回の補正予算に入っているのかとの質疑に、第3次については令和3年度に予算編成するとの回答でした。

シルバー人材センター補助金の減額理由の詳細についての質疑に、コロナの影響で地域活性化センターほたるの湯を閉館し、営業停止となったため、その影響による賃金支給がなくなったためであるとの回答でした。

ため池ハザードマップ作成委託料の詳細についての質疑に、須恵町にある44か所のため池のうち、39か所が防災重点ため池であり、この39か所について決壊した場合の浸水想定区域、避難所への安全な避難方法を作成し、ワークショップなどを行い、避難の目安となるマップを作成する。令和3年度の当初予算に繰越し分を含めた3,300万円を計上する。国の全額補助で交付決定を受け、7月ぐらいに契約を考えているとの回答でした。

児童手当が3,000万円減額されているが何名分なのかとの質疑に、概算4,830人、6億5,280万円で予算計上していたが、決算見込みで概算214人分、3,000万円が不用額となった。出産、転入を見込み計上していたが、昨年度とほぼ変わらなかったための減額との回答でした。

待機児童支援事業補助金が400万円追加補正されているが何件分なのか、待機児童は何人かとの質疑に、概算30人、900万円で予算計上していたが、決算見込みで概算53人分、400万円が不足となるための増額補正です。届出施設等の保育料と認可保育所の保育料の差額で補助額が決まり、金額については世帯の所得、家族構成により変動するため概算で算出、人数

についても復職、転入等の理由による支給開始日が異なるため、概算となる。待機児童は61名との回答でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,204万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,074万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」によりとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税1,600万円の減額は決算見込みによるもの、3款1項国庫補助金68万3,000円の増額は災害等臨時特別補助金の増額によるもの。4款1項県補助金9,132万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減に伴う普通交付金と特別交付金の交付決定数値による県繰入金の減額によるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

5款1項他会計繰入金745万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金の国への報告額の減額によるものです。

7款3項雑入184万7,000円の増額は一般被保険者第三者納付金と、次の10ページ、

11ページになります一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費11万1,000円の減額は職員人件費及び委託料の決算見込みによるもの、2項徴税費5万円の減額は需用費及び役務費の決算見込みによるものです。

2款1項療養諸費1億100万円の減額。

次の14ページ、15ページです。

2項高額療養費580万円の減額、4項出産育児諸費420万円の減額は、いずれも決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分10万円の減額は、退職被保険者等医療給付費分の県からの確定通知によるものです。

6款1項保健事業費82万1,000円の減額。

次の16ページ、17ページです。

2項特定健康診査等事業費56万7,000円の減額は、委託料及び補助金の執行残によるものです。

8款1項償還金及び還付加算金の60万円の増額は、保険税過誤納還付金不足によるものです。

質疑として、歳入7款の一般被保険者の延滞金が20万円となっているが何名分かとの質疑に、人数は把握できていない、収納済額で計上しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,200万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料424万9,000円の減額は、令和3年1月での調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金26万5,000円の増額は、一般会計繰入金の事務費繰入金は決算見込みによるもの、保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値によるものです。

4款1項繰越金1,721万円の増額は前年度の保険料繰越金1,639万6,000円を含めたところの補正です。

5款1項延滞金、加算金及び過料2万2,000円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費18万8,000円の減額と2項徴税費18万6,000円の減額は決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,362万2,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,727万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,785万3,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表」による。

4ページ、第2表でございます。

地方債補正1の変更は限度額のみの変更で、以下従来どおりとなっております。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額、変更前3,030万円が変更後1,790万円に、建設費の確定により1,240万円の減額、同じく多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億870万円が変更後1億4,640万円に、委託料の減により6,230万円の減となっております。

次に、公営企業会計適用債分、限度額、変更前500万円が変更後480万円に、決算見込みにより20万円の減となっております。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、金額を省略しますので、お手元の資料で御確認ください。

1款分担金及び負担金、決算見込みによる増額でございます。

2款使用料及び手数料並びに3款国庫支出金は、決算見込みによる減額です。

4款財産収入は、決算見込みによる増額です。

5款繰入金は、収支調整のため減額です。

6款繰越金は、前年度繰越額の確定による増額です。

7款諸収入は、下水道維持管理費の余剰金による増額です。

なお、8款町債は、4ページ、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、12ページ、歳出でございます。

1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積立てによる増額。

2 款下水道事業費は、国庫補助金の減額により事業の見直しを行ったことによる減額です。

3 款公債費は、令和 2 年度の町債償還利息の利率が確定による減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 13 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 13 号令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 14 号

○議長（松山 力弥） 日程第 10、議案第 14 号令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○議員（11 番 田ノ上 真） 議案第 14 号令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 47 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,552 万 5,000 円とする。

第 2 項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表」による。

4 ページ、第 2 表でございます。

地方債補正、1 の変更は限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。起債の目的、資本費平準化分限度額、変更前 2,760 万円が変更後 2,730 万円に、決算見込みにより 30 万円の減額、同じく公営企業会計適用債分限度額、変更前 350 万円が変更後 320 万円に、決算見込みにより 30 万円の減となっております。

6 ページ、事項別明細書の歳入ですが、1 款分担金及び負担金は決算見込みによる増額です。

2 款使用料及び手数料は、決算見込みによる減額です。

3 款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

4 款繰越金は、前年度繰越額の確定による増額です。

なお、6款町債は、4ページ、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、10ページ、歳出でございます。

1款総務費は、決算見込みによる減額です。

3款公債費は、地方債の変更による減額となっております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明をいたします。

2ページ、第2条の収益的収支の収入は1,500万円を増額し、合計は6億5,019万8,000円で収益の増となっております。

続きまして、支出は1,968万円を増額し、合計は5億9,376万7,000円で、過年度損益修正損により増額となっております。

4ページ、第3条の資本的収支の収入は60万円を増額し、合計は2,160万円で、工事負担金の増となっております。

続きまして、支出は3,500万円を減額し、合計は1億3,804万3,000円で、工事量の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,644万3,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松山 力弥） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月9日、午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時54分散会
